

環水大管発第 2406286 号
令和 6 年 6 月 28 日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室長

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立入り
及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められている。

これを受けて、今般、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）及び土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく目視規制について検討した結果を踏まえ、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に関して、都道府県におかれては、貴管内関係町村に対してこの旨周知を願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 11 条第 1 項に基づき、都道府県知事は、この法律を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる（以下「立入り」という。）。また、同法第 14 条第 1 項、大気汚染防止法第 26 条第 1 項、水質汚濁防止法第 22 条第 1 項、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 18 条第 1 項、ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条第 1 項並びに土壤汚染対策法第 54 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に基づき、都道府県知事は、立入検査を実施することができることとされており、騒音規制法第 20 条第 1 項、悪臭防止法第 20 条第 1 項及び振動規制法第 17 条第 1 項においては、市町村長が立入検査を実施することができることとされている。

これらの立入り及び立入検査（以下「立入検査等」という。）は、現場状況等の必要な情報を把握するために実施されるものである。立入検査等におけるデジタル技術の活用は、限られた人的リソースの有効活用という観点から相応のメリットを有する一方で、その実施に当たっては、立入検査等の趣旨に鑑み、検査目的、検査対象、検査場所及び事業者負担等を踏まえて、適切かつ効果的な方法で行われなくてはならない。

このようなことから、立入検査等を実施する行政主体において、デジタル技術を活用することが適切かつ効果的であると判断された場合には、双方向オンライン会議システム等を活用する方法や、遠隔地から現場状況等の確認又は質疑応答を行う等、デジタル技術を活用した立入検査等の実施を選択することが考えられる。また、立入検査等を実施する際、身分を示す証明書を携帯しなければならない場合にあっては、関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能である。

なお、これらの例に限ることなく、デジタル技術を活用した方法によることが適切かつ効果的である限りにおいて、当該技術を用いた立入検査等の実施が妨げられるものではないことに留意されたい。